対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　九州農政局に置かれる第二百十四条第一項の土地改良指導官のうち一人及び第二百二十一条第一項の災害対策室は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

11　第五百三十二条第五項の水産制度専門官及び第五百三十三条第五項の経営専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（削る）	（削る）
（略）	（略）

別表第二（第百二十四条関係）

名称	位置
（略）	（略）
動物検疫所北海道・東北支所	（略）
動物検疫所北海道・東北支所函館空港出張所	函館市
（略）	（略）
動物検疫所神戸支所大阪出張所	（略）
動物検疫所神戸支所米子空港出張所	境港市
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　九州農政局に置かれる第二百十四条第一項の土地改良指導官のうち一人及び第二百二十一条第一項の災害対策室は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
横浜植物防疫所川崎出張所	川崎市
（略）	（略）

別表第二（第百二十四条関係）

名称	位置
（略）	（略）
動物検疫所北海道・東北支所	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
動物検疫所神戸支所大阪出張所	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）